

**東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)**

(文部科学省)

<b>事業名</b>	日本海溝海底地震津波観測網の整備			<b>担当部局</b>	研究開発局		<b>作成責任者</b>
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成23年度			<b>担当課室</b>	地震・防災研究課		地震・防災研究課長 寺田 博幹
<b>会計区分</b>	一般会計			<b>施策名</b>	X-9 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進		
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	津波対策の推進に関する法律 (平成二十三年六月二十四日法律第七十七号) 第五条			<b>関係する計画、通知等</b>	平成24年度の我が国における地球観測の実施方針 (平成23年8月24日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会地球観測推進部会決定) 新たな地震調査研究の推進について (平成21年4月21日地震調査研究推進本部決定)		
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	震源域近傍の海域の観測網により地震・津波を直接検知し、迅速で高精度な地震情報・津波情報を出す「緊急津波速報(仮称)」の研究開発を行うとともに、地震・地殻変動を詳細、リアルタイムかつ、連続的に観測することで、未だ明らかになっていない東北地方太平洋沖で発生する地震像の詳細を解明するため、今後も規模の大きな海溝型地震が発生し、今後も強い揺れや高い津波に見舞われるおそれがある東北地方太平洋沖に稠密な地震計・水圧計からなるインライン型(観測点とケーブルが一体になった形式のもの)の観測点を設置する。						
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	(独)防災科学技術研究所に補助金を交付し、東北地方太平洋沖全体をカバーしたリアルタイムの地震・津波観測網を敷設する。観測点は、地震計・水圧計を備えたもので、①震源地直上での地震計による詳細な地震像の把握、②震源地近傍での迅速な地震動の検知による緊急地震速報の大幅迅速化、③水圧計による地震発生と同時の津波の緒言の把握とその後の津波の面的な広がりの把握、④水圧計による通常時の上下方向の地殻変動の観測を行う。 これらの観測点を設置することに先立ち、3次補正予算では、敷設予定ルートの選定、観測点設置箇所直下の構造探査を行い、最も適した敷設ルート観測点の選定を行う。また、観測装置50台・ケーブルの開発・製造を行う。(補助率:定額)						
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
<b>23年度予算額</b> (単位:百万円)	当初	第1次補正		第2次補正	第3次補正	計	
	-	-		-	7,718	7,718	
<b>成果目標</b> (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度( 年度)	<b>活動指標 (アウトプット)</b> ※上段( )書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込
	本事業は、「緊急津波速報(仮称)」の研究開発及び東北地方太平洋沖で発生する地震像の解明に貢献することを目的としており、成果目標等を数値で定量化することは困難。				開発を実施する観測点	個	50
<b>単位当たりコスト</b>	123,609(千円/点)			<b>算出根拠</b>	観測点1点あたりの開発コスト: 観測点開発に係る経費(6,180,432千円)/開発予定の観測点数(50点)		

## 事業所管部局による点検

項目	内容
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。	<p><b>【復興への提言】</b> 第2章 開かれた復興⑤災害に強い国づくり⑥今後の地震・津波災害への備えにおいて、「地震・津波の観測体制の強化、津波予報のあり方等の検討を図るべきである。」と明記されている。</p> <p><b>【東日本大震災からの復興の基本方針】</b> ⑤復興施策④大震災の教訓を踏まえた国づくり⑤今後の災害への備えとして、「地震・津波等の観測・監視・予測体制の強化、津波警報の改善をはじめとした防災情報の強化等の実施する」と明記されている。 ⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承として、「地震・津波の発生メカニズムの分析・解明を行う」と明記されている。 したがって、これらで示された考え方と整合している。</p>
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	<p>○津波観測体制の強化は、津波対策の推進に関する法律にも明示されている。</p> <p>○NPO法人環境防災総合政策研究機構と東洋大学が平成23年4月に行ったアンケート調査では、 ・「今、気になっていること」として、     47%の人が「余震や余震による津波への備えを進めて欲しい」を挙げていること、     ・「津波防災への必要な取組について」として、         43%の人が「津波予報や予測の精度をもっと高める」         37%の人が「津波や地震の研究を推進し、科学的な検証を行い、地域の防災に活用できるようにする」を挙げており、被災地のニーズも大きい。</p> <p>○全国知事会、北海道、岩手県から当該事業に関する要望書が提出されている。</p>
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。	本事業で敷設する予定のインラインケーブル式の観測点は、早急かつ安価に敷設できるものであり、震源が明確に定まっていない東北地方全体に広範にカバーするためには最適な方法である。

事業所管部局による点検	
項目	内容
費用対効果や効率性の検証が行われたか。	ケーブルと一体となった観測網のため、通信用のケーブル敷設船でも設置でき、非常に効率的である。また、既存のケーブル式地震計と比較しても、非常に安価に設置できる。すでに、文部科学省の委託事業「ひづみ集中帯の重点的調査観測・研究」で同様な様式の観測点を設置しており、費用対効果、効率性が検証されている。
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。	津波は、一度発生すると、県をまたがり被害を及ぼす。また、この観測網からの情報は地方公共団体の枠を超えて防災情報として伝達され、該当地域の住民全てが恩恵をうけることとなる。このため、地方公共団体としてはではなく、国として、整備する必要がある。
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。	本事業は、気象庁とも連携をとり、計画的に実施していくこととしている。本事業で設置される観測網を用いて、沿岸域での津波の波高、波長、進行方向、押し・引き等の予測を行う。次世代の津波情報である「緊急津波速報(仮称)」は開発終了後、気象庁において実装を行う予定である。
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。	3次補正では地震・津波観測網を敷設するためのルート調査・観測点直下の構造探査、観測装置50台・ケーブルの開発・製造を実施する。ルート調査・観測点直下の構造探査については、既存の装置を使用するため、迅速な着手・執行が可能である。また、観測装置・ケーブルの開発・製造についても、生産者の生産能力内であるため、迅速な着手・執行が可能である。 当該事業は独立行政法人の補助事業として行うことを予定しており、業務の契約にあたっては、補助金適正化法等の法令や、法人の会計規程等に基づき、適正に実施され、透明性が確保される。